

## 宇都宮大学農学部附属演習林実習宿泊施設使用者心得

### 1. 使用責任者について

使用責任者は、実習宿泊施設に入所する際は、船生実習宿泊施設にあっては演習林係、日光実習宿泊施設にあっては管理人（以下「演習林係等」という。）に使用許可証を提示し、その指示を受けるとともに、次項以下に掲げる事項について同行者に順守させること。

### 2. 使用時間について

#### (1) 日帰りの場合

午前10時から午後4時まで

#### (2) 宿泊の場合

午前10時から退所日の午前10時まで

ただし、特別の事情がある場合には、その旨管理係等に申し出てその許可を得ること。

### 3. 使用に伴う実費負担について

要項第6条第2項に規定する実費の額は次のとおりとし、使用許可証の交付時に納入すること。ただし、日帰りの場合は納入を要しない。

区 分	実 費
宿泊（1人1回につき）	700円

### 4. 宿泊室の使用について

(1) 指定された宿泊室及びベッドを使用すること。

(2) 寝間着は、各自持参すること。

(3) シーツ、枕カバーは、宿泊期間中各1枚とし、演習林係等から受取り、退所する際には返却すること。

(4) 宿泊室内での喫煙及び飲食は禁止する。

(5) 寝具その他備え付けの器物等は各自責任を持って取り扱い、使用後は使用前の状態に復し、演習林係等の確認を得ること。

(6) 常に整理整頓に努め、毎日掃除すること。

### 5. 食事について

(1) 食事は、使用者が用意すること。ただし、自炊する場合は、炊事室に備え付けの器具を使用することができる。

(2) 食事は、食堂又は指定された場所で行うこと。

(3) 炊事室の使用は午後9時までとする。

6. 入浴、洗面、洗濯について

(1) 入浴及び洗面に必要なのは各自持参すること。

(2) 洗濯機を使用する場合は、演習林係等に申し出ること。

(3) 入浴時間は、午後6時から午後8時までとする。ただし、実習期間中は別に指示する。

7. 消灯時間について

消灯時間は、原則として午後11時とする。

8. 物品の取り扱いについて

(1) 食器等備え付けの器物は、各自責任を持って取り扱い、後始末をすること。

(2) 破損等を生じた場合は、演習林係等に申し出て、その指示に従うこと。

9. 外出について

外出の際には、演習林係等に申し出ること。

10. 火災予防について

(1) 喫煙は所定の場所で行うこと。

(2) 戸外での焚火は禁止する。

(3) その他火気の取り扱いについては、十分注意すること。

11. 電話の使用について

(1) 電話を使用する場合は、演習林係等に申し出ること。

(2) 電話料は原則として各自負担すること。

12. その他

(1) 計画を変更する必要がある場合は、演習林係に申し出て、演習長の承認を得ること。ただし、日光実習宿泊施設にあっては、管理人を通じ演習林係に申し出ること。

(2) 宿泊施設内は、土足を厳禁する。

(3) 宿泊施設外に響くような音声を発する行為は慎むこと。

**附 則**

この心得は、平成11年4月1日より施行する。